

地 域 指 定	昭 和 4 8 年 度
計 画 策 定	昭 和 4 9 年 度
第 1 回変更年月日	昭和 56 年 12 月 21 日
第 2 回変更年月日	昭和 58 年 4 月 28 日
第 3 回変更年月日	平成 8 年 4 月 1 日
第 4 回変更年月日	平成 12 年 3 月 24 日
第 5 回変更年月日	平成 18 年 10 月 26 日
第 6 回変更年月日	平成 24 年 8 月 24 日
第 7 回変更年月日	平成 31 年 2 月 1 日
第 8 回変更年月日	令和 2 年 2 月 20 日

# 茨木農業振興地域整備計画書



令和 2 年 2 月

大阪府茨木市

## 茨木農業振興地域整備計画書 目次

はじめに .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の特色 .....	2
第 1 農用地利用計画 .....	4
1 土地利用区分の方向 .....	4
2 農用地利用計画 .....	10
第 2 農業生産基盤の整備開発計画 .....	11
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	11
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	12
4 他事業との関連 .....	12
第 3 農用地等の保全計画 .....	13
1 農用地等の保全の方向 .....	13
2 農用地等保全整備計画 .....	13
3 農用地等の保全のための活動 .....	13
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	14
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ..	15
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ..	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	16
第 5 農業近代化施設の整備計画 .....	17
1 農業近代化施設の整備の方向 .....	17
2 主要作目別基本方向 .....	18
3 農業近代化施設整備計画 .....	19
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	19
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 .....	20
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....	20
2 農業就業者育成・確保施設整備計画 .....	20
3 農業を担うべき者のための支援の活動 .....	20
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	20
第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 .....	21
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 .....	21
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....	21

3 農業従事者就業促進施設	21
4 森林の整備その他林業の振興との関連	21
<b>第8 生活環境施設の整備計画</b>	<b>22</b>
1 生活環境施設の整備の目標	22
2 生活環境施設整備計画	22
3 森林の整備その他林業の振興との関連	22
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	22
別記 農用地利用計画	23

## はじめに

### 1 計画策定の背景

本市は、大阪府北部の淀川北側に位置し、北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に接している。北半分は丹波高原の者の坂山地の麓で、南半分には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっている。市域は南北 17.05km、東西 10.07km、面積 76.49km<sup>2</sup> の南北に長く東西に短い形で、北から南に向かって安威川・佐保川・茨木川・勝尾寺川が流れている。

本市は古くから大阪・京都に近い交通の要衝にあり、現在も名神高速道路、JR 東海道本線、国道 171 号などの幹線交通網が存在している。高度経済成長時代以降の幹線道路の整備や内陸工業の誘致、市街地の拡大や大学・高校等の進出もあり、現在では産業・住宅都市としての要素をあわせもつ都市となり、北大阪の交通・産業の要衝として重要な位置を占めている。新名神高速道路の整備に伴いインターチェンジが建設され、このことにより愛知県・三重県・兵庫県方面への交通の利便性と流通ネットワークが向上し、経済・産業の活性化が期待されている。

わが国では、既に人口の減少が始まり、少子高齢化も進行している。本市では、平成 27 年国勢調査の総人口は 280,033 人、総世帯数は 116,683 世帯であり、ともに前回の国勢調査から増加しているが、今後の人口の減少と少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、高度情報化の進展など新たな状況と課題に的確に対応するため、平成 27 年 3 月に平成 37 年度を目標年次とする「第 5 次総合計画」を策定し、「ほっといばらき もっと、ずっと」をスローガンに活力とつながりがある都市を目指している。

本市ではこれまで農業経営の近代化・合理化・省力化を図るため、昭和 48 年度に農業振興地域の指定を受け、国・府の各種補助事業を導入し、ほ場整備・農道・水路・ため池等、農業生産基盤の整備充実に努めるとともに、営農飲雜用水施設、集落道等の生活環境基盤の整備もあわせて進めてきた。

しかしながら、全国的な輸入農産物の増加による農産物価格の低迷などに加えて、平成 29 年 11 月には全品目の関税を撤廃し自由化する「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」(TPP11 協定)への大筋合意が確認されたことから、今後はさらに農業への影響が懸念されているところである。

本市では急速な都市化による兼業化、農地の転用が進行し、自給的農家や第 2 種兼業農家が大部分を占め農業従事者の多くが女性や高齢者となるなど、農業が弱体化してきた。さらに、食料自給率の低迷や農業所得の減少、主業農家の減少、耕作放棄地の増大などの問題がある中で、消費者の食の安全・安心に関する意識の高まりへの対応が必要となるなど、新たな課題が顕在化している。

一方で、近年異常気象による豪雨や大地震が多発する中で、農業農村の持つ国土保全を始めとした多面的機能が注目されており、本市では都市近郊農業として農空間が市街地に密着していることから、市民が農業・農村の多面的機能を享受できる可能性は高い。

市の農業情勢から我が国の農政に目を向けると、平成27年3月に、今後の我が国の農業政策推進の指針となる、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。今回の基本計画では農政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、次の基本方針の方向づけがなされた。

- ・ 食料の安定供給の確保
- ・ 農業の持続的な発展
- ・ 農村の振興
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興
- ・ 団体の再編整備

このように新たな食料・農業・農村基本計画では、「輸出拡大に向けた取組の強化や6次産業化の促進」「多面的機能支払制度等の着実な推進」「高齢化や人口減少の進行を踏まえた地域政策の展開」などが盛り込まれている。

本市においては、北部見山地域にある見山の郷で、現在生産から加工・販売までを行う6次産業化が取り組まれているが、その他の地域では6次産業化に取り組まれていない現状にあり、今後は6次産業化を進める環境を整えていく必要がある。本市としては、都市近郊農業という特色を活かして、地産地消を基本とした農業施策により、食料の安定供給を図っていく。

## 2 計画の特色

計画策定の背景を踏まえ、本市の農業は、市街地と密着した農空間の特色を活かして、市民へ新鮮で安全安心な農産物を供給するとともに、市民の暮らしに緑豊かなオープン・スペースを提供し、市民生活の快適性と安全性を確保することにより、いきいきとした市民生活を支えることを目指す必要がある。

また、市街地内、市街地周辺、北部の中山間地域など各地域の農空間がそれぞれ多面的な機能を発揮し、茨木市の生活・自然・防災・教育・コミュニティ・レクリエーション・福祉等の環境が彩り豊かに上質なものとなるよう努める。

これらの多面的機能の発揮に際しては、兼業農家も含めた多様な形態の担い手とともに都市住民との交流・協働により農地が活用・維持され、街の発展と農業の振興の両立を図る。

本計画において取り組む主な整備方針は以下のとおりである。

- ① 農業振興地域の土地利用は、2,287ha のうち農用地※1489ha、森林原野 799ha、住宅地・工場・その他 999ha となっており、近年の経済の停滞状況や人口増加の鈍化を踏まえて、現状の農用地 489ha を確保する。
- ② 農業生産基盤においては、これまで農業生産基盤整備を北部地域を中心として実施してきたが、今後も農業生産基盤の整備が十分でない地区や補完的な整備を必要としている地区で整備を推進する。
- ③ 農用地等の保全においては、効率的で生産性の高い農地を増やすとともに、農作業の受委託や農地流動化の推進、集落営農など、女性・高齢者や零細な農家の労力不足を地域ぐるみで支援する組織活動の強化に努める。また、農用地と森林が一体となった里地・里山は、国土保全やレクリエーションを始めとした多面的な機能が発揮される市民の共有財産であることを踏まえ、その保全にあたっては農業・林業従事者はもとより、市民・企業・行政等が連携し協働で取り組む。
- ④ 農業経営の改善においては、農地の利用集積を図るとともに、高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市に立地することの優位性を活かした農業、観光農業、産地直売等を担う農業経営体の育成が重要であり、地域の実情に即した経営体を育成する。
- ⑤ 農業近代化施設の整備については、適正配置に努め、その建設や運営については農業者や農業団体の自主的な取り組みを基本とし、法人化などの組織づくりに努め、農業用施設の共同化を促進し、農業経営の安定を図る。
- ⑥ 農業を担う者の育成においては、意欲的な農業者や組織に対する支援はもちろんのこと、本市の重要な担い手である女性や高齢者に対する条件整備や支援等を行う。また、新規就農や多様な都市住民の農業参画等による担い手の確保に努める。
- ⑦ 農業従事者の安定的な就業においては、認定農業者を経営の育成施策の中心に位置づけつつ、本市農業の特色から第2種兼業農家などについても支援・指導を行う。
- ⑧ 生活環境施設の整備においては、農村部の基本的な生活基盤の確立とともに、地域ごとに個性と活力ある地域づくりを進めるため、自然環境保全、景観保全、歴史文化資源保全の対策などにも取り組む。

※1 農用地 : 農振法第3条第1項に基づき、耕作の目的または主として耕作もしくは養畜の業務のための採草もしくは家畜の放牧の目的に供される土地で、農地及び採草放牧地である。

## 第1農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本市の総面積 7,649ha は都市計画により市街化区域 3,398ha と市街化調整区域 4,251ha に区分されている。市街化調整区域については、農業経営の近代化、合理化によって都市農業としての特色を生かした土地利用を推進する必要があるため、同区域のうち 2,287ha について農業振興地域の指定をうけ農業振興地域整備計画の策定を行い、地域の実体に即した農業振興施策を導入してきた。

本市の農業振興地域の土地利用は、2,287ha のうち、農用地 489ha、森林原野 799ha、住宅地・工場・その他 999ha となっており、農用地の占める割合は 21%である。本市の農業振興地域は市域の北部から丘陵地域を中心に一部南東端に分布しており、中心地域・南部地域においては都市化が進展している。

なお、茨木市総合計画（第5次）では市内を 6 地域に区分し、それぞれまちづくり戦略の中で土地利用に関連する方向性が以下のとおり示されている。

##### ◇中心市街地

より多くの人が利用し、「人」「モノ」「カネ」に加えて「感性」が循環し交流する、生活に彩りを持たせることのできる地域をめざす。

##### ◇地域拠点・生活拠点

徒歩または自転車利用を想定した圏域での住民の暮らしを支える購買・サービス機能が一定程度備わり、地域福祉やまちづくりの交流・活動拠点となる施設・機能が立地する地域をめざす。

##### ◇北部地域

「農」・「林」・「食」・「歴史」・「スポーツ」などの魅力を高める施設・空間の整備を推進するなど、北部地域の魅力アップと活性化を図るとともに、地域住民の暮らしと交流・観光を支える生活基盤の維持・充実をめざす。

##### ◇産業集積地域

産業が集積する地域では、周辺市街地と調和した工場等の立地維持を図り、新名神高速道路の開通による広域交通の利便性向上などを背景に、幹線道路沿道では流通業等の施設立地を促進していく。

##### ◇一団の住宅地

大規模住宅地では、緑豊かで成熟した住環境を維持し、住宅の更新や耐震性能の確保を促進し、住民自身が管理や住民サービスの提供に関わる住宅地をめざす。

今後供給される住宅地では、エネルギー・マネジメントの導入や新しいコミュニティの形成

をめざす。

◇市街地に隣接したみどり

市内における農産物の地産地消を実現できる場として、農地の保全に取り組む。また、市民がこれらの田園空間に身近に触れることができるよう、農業体験や観光農業、地域の特産品や伝統的な料理などを楽しむことのできる場の確保に取り組む。

このような茨木市総合計画（第5次）の内容を踏まえて、土地の用途間の移動構想については、近年の経済の停滞状況や人口増加の鈍化を考慮し、引き続き、現状の農用地489haを確保する。

農業振興地域内における土地利用区分

単位：ha, %

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (39年)	489	21.4	—	—	799	34.9	63	2.7	15	0.7	921	40.3	2,287	100.0
目標	489	21.4	—	—	776	33.9	63	2.7	15	0.7	944	41.3	2,287	100.0
増減					△23						23			

イ 農用地区域※2の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内にある現況農用地489haのうち、農業生産基盤の整備に伴い、1haの農用地区域編入を含め、農用地区域内の農用地384haについて農用地区域を設定する。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域に介在する森林、原野等については、農用地として開発可能な区域を引き続き農用地区域に設定する方針である。

地区名	土地の種類	所 在 (位 置)	所有者または管理者	面 積	利用しようとする用途	備 考
大 岩	山 林	127-1,130-1,131,199-1,199-2,300-1, 327-2,436-2,437,1114,1116,1118, 1120,1121,1122,1124,1125,1128-1, 1129,1136,1137,1138,1200-1,1301-1, 1305-1,1377,1380,1381,1382,1385, 1387		33,937m <sup>2</sup>	畠	
	宅 地	62-2,85-2,99-2,102,131-2,148-2,197- 3,483-2,688,689,694,1383		1,560m <sup>2</sup>	田	
	原 野	100,103-1,1366,1378,1379,1384		443m <sup>2</sup>	畠	
	雑種地	58		1,981m <sup>2</sup>	畠	
計				37,912m <sup>2</sup>		

※2 農用地区域 : 農振法第8条第2項第1号に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地等)を定めて設定する区域である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域の設定の対象となる現況農用地 489ha (田 463ha、畑 15ha、樹園地 11ha)

のうち、農用地区域として農業生産基盤の整備に伴い、1ha の農用地区域編入を含め、農用地区域 384ha を設定し農業の振興を図る。

単位 : ha

区 分 地区名	農用地						混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等	
	農地			採草牧草地						農業用施設用地							
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	
A 見山	121 (164)	121 (164)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	121 (164)	121 (164)	(-)	-	
B 清渓	76 (80)	76 (80)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76 (80)	76 (80)	(-)	-	
C 石河	35 (47)	35 (47)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35 (47)	35 (47)	(-)	3 (3)	
D 豊川	51 (65)	51 (65)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51 (65)	51 (65)	(-)	-	
E 福井	41 (48)	41 (48)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41 (48)	41 (48)	(-)	-	
F 安威	38 (43)	38 (43)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38 (43)	38 (43)	(-)	-	
G 玉島	22 (23)	22 (23)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22 (23)	22 (23)	(-)	-	
H 玉櫛	- (13)	- (13)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(13)	(13)	(-)	-	
I 三島	- (5)	- (5)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(5)	(5)	(-)	-	
J 春日	- (1)	- (1)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(-)	-	
計	384 (489)	384 (489)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	384 (489)	384 (489)	(-)	3 (3)	

( ) 内は、農業振興地域内の農地面積である。

## イ 用途区分の構想

### (ア) 見山地区－A

本地区は市の最北端に位置し、河川や谷沿いに農地が開かれており、谷の形状に即した細長い農地や棚田などが多い。本市において早くから積極的にほ場整備に取り組んでいる地区であり、整備済みの優良農地が多い。

山間地のため生産効率の低い棚田も多いが、良好な景観を形成し「見山の郷」や「竜王山荘」を中心として市民の憩いの場となっていることに加えて、市街地の背後流域で洪水防止や水源かん養の役割も担っていることから、ほ場整備済みの農地と合わせて棚田の保全も図る。

本地区では農地 164ha のうち 121ha について農用地区域を引き続き設定し、農道等の整備を行い、農地の集団化、汎用化により農地の高度利用を図る。

### (イ) 清渓地区－B

本地区は市の北西部に位置し、茨木川沿いに農地が広がり、佐保・泉原集落ではまとまった面積の農地がほ場整備済みである。本市において最も集団的な優良農地が分布する地区であり、棚田等についても見山地区と同様に多面的な機能を有していることから、ほ場整備済みの農地はもちろんのこと、棚田についても保全を図る。

本地区では農地 80ha のうち 76ha について農用地区域を引き続き設定し、ほ場整備事業を実施するとともに農道、かんがい排水路の整備を行い、農地の高度利用を図る。

### (ウ) 石河地区－C

本地区は市の北東部に位置し、安威川流域に農地が分布しているが、農業振興地域は下流側の桑原地区と上流側の安元・大岩地区に分かれている。安威川ダム建設事業関連として、桑原集落で 9.4ha のほ場整備が完了し、大岩集落では 21.7ha のほ場整備が実施されている。

本地区では農地 47ha のうち 35ha について農用地区域を引き続き設定し、ほ場整備事業を実施するとともに農道、かんがい排水路の整備を行い、農地の高度利用を図る。

### (エ) 豊川地区－D

本地区は市の中西部に位置し、農業振興地域は国道 171 号から北側の丘陵部までを中心として指定され、一部国道 171 号以南も農業振興地域に含まれる。地区の西部ではほ場整備が実施されているが、市街地と隣接し彩都へ連絡する幹線道路やモノレール等が整備されており、比較的都市化の影響を受けやすい地区である。

また、栗生岩阪地区において、新たに農業振興地域が設定されたため、本地区では農地 65ha のうち 51ha について農用地区域を引き続き設定し、農地の保全を図る。

(オ) 福井地区－E

本地区は市のほぼ中央に位置し、茨木川に沿ってまとまった農地が広がっている。ほ場整備は実施されていないものの、ため池、水路等の整備が進められており、農地の保全が図られている。市街地に近く、直売所等を介した市民への食料供給を始め、多面的な機能の発揮が期待される地区である。

本地区では農地 48ha のうち 41ha について農用地区域を引き続き設定し、農地の保全を図る。

(カ) 安威地区－F

本地区は市の中東部に位置し、安威川の右岸にまとまった農地が広がっている。ほ場整備は実施されていないものの、ため池、水路、農道等の整備が進められており、農地の保全が図られている。福井地区と同様に市街地に近く、直売所等を介した市民への食料供給を始め、多面的な機能の発揮が期待される地区である。

本地区では農地 43ha のうち 38ha について農用地区域を引き続き設定し、農地の保全を図る。

(キ) 玉島地区－G

本地区は市の南部に位置し、主要地方道茨木寝屋川線北側を中心に農地が分布し、市道等の都市基盤整備も進んでいる。主要地方道大阪高槻京都線以北では、道路・水路の整備も進んでおり、ほ場の形状も整っている。市街地や住宅地に近いことから市民との交流の場としての農地の保全・活用が望まれる。

本地区では農地 23ha のうち 22ha について農用地区域を引き続き設定し、農地の保全を図る。

(ク) 玉櫛地区－H

本地区は市の南部に位置し、安威川左岸から摂津市との市境にかけて 13ha の農地が広がり、市道等の都市基盤整備が進んでいる。また、道路・水路の整備も進んでおり、ほ場の形状も整っている。市街地や住宅地に近いことから市民との交流の場としての農地の保全・活用が望まれる。

(ケ) 三島地区－I

本地区は市の東部に位置し、安威川の左岸から高槻市にかけての区域で、農地 5ha があるが、地区としては都市化が進展している。

(コ) 春日地区-J

本地区は市のほぼ中央に位置し、名神高速道路と JR 京都線の間にかけて農地が 1ha 点在しているが、地区としては都市化が進展している。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

現在までに、本市のうち見山・清渓を中心とした北部地域が農業振興をより積極的に図る地区として位置づけられ、農業生産基盤整備としてほ場整備等が積極的に実施され、その他の地域では農道・水路・ため池などの整備による生産基盤の改善に取り組んできた。

しかしながら、現時点においても、農業生産基盤の整備が十分でない地区や補完的な整備を必要としている地区が残されているため、引き続き計画的に生産基盤の整備を推進するとともに、整備に際しては景観の保全など環境にも配慮するものとする。

市内でも特に見山地区、清渓地区、石河地区の他、豊川地区、福井地区においても鳥獣被害が発生しており、有害獣防止柵などの整備を進めている。

#### ア 見山地区－A

本地区は農用地のほとんどが山間部に散在しているが、ほ場整備を中心とした基本的な生産基盤の整備はほぼ完了している。農業振興をより積極的に図る地区として、農道、農業用排水路、有害獣防止柵の整備を行う。

#### イ 清渓地区－B

本地区も見山地区と同様に農用地のほとんどが山間部に散在しているが、ほ場整備を中心とした生産基盤の整備はほぼ完了している。農業振興をより積極的に図る地区として、農道の改良を行い農地としての農業生産基盤を行うほか、佐保地区において 4ha のほ場整備を行う計画がある。

#### ウ 石河地区－C

本地区も、農用地のほとんどが山間部に散在し、生産基盤の整備が未整備の地域もあるので、農業振興をより積極的に図る地区として、安威川ダム建設関連事業により桑原地区で 9.4ha のほ場整備が完了し、大岩地区では 21.7ha のほ場整備が実施されている。

#### エ 豊川地区－D

本地区は、一部の地区で生産基盤整備は一定完了しているが、道路が狭小で、地形勾配も急な地区が一部あり、今後はほ場整備の可能性も視野に入れながら、一体的な生産基盤の改善を進める。

#### オ 福井地区-E

本地区は、道路・水路等の整備がある程度進んでいるが、地区の北側の農用地に関しては、道路が狭小であり地形勾配も急であるため、今後はほ場整備の可能性も視野に入れながら、一体的な生産基盤の改善を進める。

#### カ 安威地区-F

本地区は、福井地区と同様に道路・水路等の整備がある程度進んでいるが、地区の北西部の農用地に関しては、水利用が不便な状況が残されているため、一体的な生産基盤の改善を進める。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備事業	大岩地区 21.7ha	C	21.7ha	2	整備中
ほ場整備事業	免山地区 4.0ha	B	4.0ha	3	
農山漁村地域整備交付金事業	長谷水路 L=500m	A	2.05ha		

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### 4 他事業との関連

本市の北部地域及び丘陵地域においては、国際文化公園都市地区画整理事業（彩都）が施行され、安威川ダムが建設される。

また、安威川ダム建設事業と関連して、桑原地区で 9.4ha のほ場整備が完了し、大岩地区では 21.7ha のほ場整備が実施されている。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

本市では高齢化や農業後継者の不足により、水稻単作によって農地を維持しているため高度利用が図られていない農地が多く、今後の労働力不足の進展によっては耕作放棄地が増加することも懸念される。

このため、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業などを推進することにより利便性の向上と機械化を図り、効率的で生産性の高い農地を増やすとともに、担い手への利用集積の促進、農作業の受委託の促進などを進め、耕作放棄地の増加や農地の機能低下を防止する。

また、老朽ため池の改修を進めるなどして、農地・農業用施設の保全はもとより人命・住宅・道路・公共施設等の安全性を確保する。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
農山漁村地域整備交付金事業	一の井井堰 1ヶ所	F	35.6ha	1	
農山漁村地域整備交付金事業	大池 1ヶ所	D	2.4ha	2	

#### 3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地や管理の不備による農用地等としての機能低下を防止するため、農作業の受委託や農地流動化の推進、集落営農など、高齢化や担い手不足を地域ぐるみで支援する組織活動の強化に努める。さらに、農用地と森林が一体となった里地・里山は、国土保全やレクリエーションを始めとした多面的な機能が発揮される市民の共有財産であることを踏まえ、その保全にあたっては農業・林業従事者はもとより、市民・企業・行政等が連携し協働する取り組みを進める。

例えば本市の北部に多く見られる棚田地域については、地形条件から作業効率が悪く採算性の低い農地となっていることに加えて、急傾斜地での作業が営農者に大きな負荷をかけている。その一方で、国土保全などの公益的価値が認められ景観的にも優れていることなどから、棚田の遊休農地と都市住民とのマッチングをする取り組みが進められており、今後も都市住民との協働により農地保全を図っていく。

さらに、市民農園や貸農園などによって農地の維持に都市住民との交流を活用する取り組みを進める。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地の保全と関連して、水源涵養機能、山地災害防止機能等公益的機能の維持を図るため、茨木市森林整備計画に施業基準を示し、適正な森林施業を推進する。

また、里地・里山が市民の共有財産であるとの認識のもと、林業従事者を始め、市民・企業・行政等が連携し協働で維持保全活動に取り組む。さらに、平成17年度より森林サポート一員養成講座を開講しており、ボランティアを活用した森林整備を進めるために、その活動拠点施設として里山センターを開設している。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

都市化が進展し、農家一戸当たりの農地面積が小さい本市では、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには、本市の特長を活かした取り組みが必要であり、家族経営を基本とした「個別経営体」を中心に、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

これらの農業経営体を育成するためには、面的にまとまった農地の利用集積を図るとともに、高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市近郊に立地することの優位性を活かした農業、観光農業、産地直売等を担う農業経営体の育成も重要であり、条件整備の推進も欠かせない。

このため、地域の自然的・社会的・経済的条件の違いを十分に踏まえた上で、地域の実情に即した農業経営の確立、農業構造計画の策定が必要であり、それぞれの地域にあった効率的かつ安定的な営農類型の農業経営体を育成する。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族 法人 経営	野菜専作 I (ハウス軟弱野菜経営 I)	実面積 0.95 露地 0.65 施設 0.3	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 80a こまつな周年 ハウス 延べ 40a ねぎ周年 40a 水稻 25a		
	野菜専作 II (養液栽培経営 I)	実面積 0.5 露地 0.25 施設 0.25	トマト (年間 2 作) 養液栽培 延べ 40a 軟弱野菜 ハウス 延べ 20a 水稻 25a		
	野菜専作 III (養液栽培経営 III)	実面積 0.65 露地 0.45 施設 0.2	みつば 養液栽培 延べ 25a 軟弱野菜 ハウス 延べ 60a 水稻 20a		
	野菜+きのこ	実面積 0.7 露地 0.4 施設 0.3	トマト 雨よけ施設 20a ほうれんそう 20a しゅんぎく ハウス 20a しいたけ (周年) 30a 原木 10,000 本 水稻 30a		
	花き専作+水稻 III (鉢物専作経営)	実面積 0.6 露地 0.2 施設 0.4	洋ランハウス デンビドロビウムまたは 鉢物 40a 水稻 20a		
	花き専作+水稻 IV (苗物 専作経営)	実面積 0.7 露地 0.5 施設 0.2	花苗 ハウス 延べ 40a 露地 延べ 20a 水稻 40a		
	養鶏	実面積 0.1 露地 0.02 施設 0.08	採卵鶏 5,000 羽 育成鶏 2,000 羽		

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るために、農用地の有効利用をめぐる地域での対話を深めるなど、各種啓発に努めるとともに、農地の利用集積を促進するための農地中間管理事業等<sup>※3</sup>を活用し、地域の意向に即した農地の流動化を推進する。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

「茨木市農業経営基盤強化促進基本構想」に基づき、農業経営基盤強化促進事業として、以下の事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。また、農地の利用集積を促進するための各種事業を活用し、農業経営基盤の強化の促進を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営の改善を計画的に図ろうとする農業者には、農地の利用集積や作業の受委託を推進するとともに、経営管理の合理化や農業生産基盤の整備を図るため、農業経営改善計画認定制度の推進を行う。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### ※3 農地中間管理事業

：農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約を推進するため、「農地中間管理機構」が農地所有者と担い手の間にたって、農地の借受・貸付を促進する事業。

※農地中間管理事業の対象は農業振興地域内に限られる

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設の整備の基本的な方針としては、施設の適正配置に努め、その建設や運営については農業者や農業団体の自主的な取り組みを基本とし、法人化などの組織づくりに努め、農業用施設の共同化を促進し、農業経営の安定を図る。

生産面においては、食の安全に対する関心の高まりを受けて、使用農薬の量や生産履歴の管理など生産面の知識や技術の向上により、地元産農産物の安全性と付加価値を高める取り組みを支援する。その上で、市内における地元産農産物の販売機会の拡充や農・商・工の事業者間の連携による農産物の活用を促進し、地元産農産物の流通を促進する。

また、環境保全型農業については、「大阪エコ農業推進基本方針」に基づき、環境負荷の少ない農業を積極的に進めるため、以下の取組みを推進する。

- ・農業の環境負荷の軽減を図ることによる市民の求める安心な農産物生産の推進
- ・農業経営を成立させるための支援の推進
- ・有機物資源による循環型農業の構築
- ・農業の地域環境に与える負荷軽減・循環システムの推進
- ・生産者から消費者までの幅広い市民合意に基づく運動の展開
- ・生物の多様性保全

市では、大阪府が設けた「大阪エコ農産物認証制度」による認証を推進し、茨木市産の農産物には「いばらき育ち」のシールを貼付するなど、「大阪エコ農産物」の生産を促進し、直売所や朝市での直接販売を推進することで、消費者ニーズへの対応とともに生産者メリットの創出を図る。

## 2 主要作目別基本方向

本市の重点作目は、水稻、大豆、トマト、花き類の他に経営所得安定対策に定められた地域戦略作物とする。

なお、消費者のニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進めていく。

### ◇水稻

共同利用施設の整備や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受委託組織等への機械の貸与を行うことにより生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。また、消費者ニーズに対応した良食味米や減農薬栽培米、レンゲを緑肥とした米づくり等を進めるため、適正品種の選定と品種にあった栽培技術の普及を図り、流通に際しては、直販等販売戦略の確立に努める。

### ◇野菜

急増する輸入野菜に対応するため、低コスト生産、契約取引向け生産、高付加価値型生産等を推進する。果菜類や軟弱野菜等については、施設化を図り、品質の向上や栽培期間の延長等を進める。

都市立地の優位性を活かし、単位面積当たりの収益性が高く周年生産が可能な品目あるいは周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図るとともに、省力化、低コスト化を図るため、生産性の向上や雇用労力の活用を見込んだ生産方式の導入を推進する。

あわせて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業を推進し、高付加価値型生産に努める。

また、味噌や漬け物などの特產品づくり、朝市・直売等の活用による地産地消の推進、地場ブランド化による流通の推進なども図っていく。

### ◇花き

消費者ニーズの動向に即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、セル成型苗（プラグ苗）利用や機械・施設等の導入を図り、省力化、低コスト化を進める。また、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化を図る。さらに、フェロモン剤等の利用による薬剤散布の低減等、環境保全型農業の推進に向けた技術体制を確立する。

流通に際しては、緑化事業・イベント等との連携、都市立地を活かした多様な流通チャネルの開発・確保に努めるほか、多様な消費動向や利用形態に見合った販売方法の確立を図る。

### 3 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
集出荷施設	錢原 100m <sup>2</sup>	A	31.4ha	50 戸	錢原営農組合	1	
集出荷施設	下音羽 100m <sup>2</sup>	A	30.2ha	34 戸	下音羽営農組合	2	
集出荷施設	上音羽 100m <sup>2</sup>	A	16.6ha	34 戸	上音羽営農組合	3	
集出荷施設	清阪 50m <sup>2</sup>	A	8.8ha	11 戸	清阪野菜生産出荷組合	4	
集出荷施設	泉原 100m <sup>2</sup>	B	22.6ha	85 戸	泉原実行組合	5	
集出荷施設	大岩 100m <sup>2</sup>	C	14.8ha	39 戸	大岩実行組合	6	
集出荷施設	桑原 100m <sup>2</sup>	C	11.9ha	17 戸	桑原野菜生産出荷組合	7	

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

「見山の郷」や「みしま館」等の直売所・朝市の販売において、シイタケ等の特用林産物の出荷も促進し品揃えを増やし魅力ある直売を行う。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担う者やその家族が利用する農村生活環境施設の充実を進め集落環境の質の向上を図るとともに、福祉施設、医療施設等公共的な施設については、道路網や公共交通機関の充実を通じて、その利用の利便性の向上を図る。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

第2種兼業農家の多い本市において、女性や高齢者が農業の重要な担い手となっているため、新たな担い手が経営に参画できる条件整備を進める。具体的には、小規模農家の組織化、交流型農業の推進等を通じて一定の農業経営を可能とする産地体制の整備を図ったり、技術、経営の研修等による農業経営への参加意識の高揚を図る。

また、個々の零細な農業経営体では経営体の維持が困難であるため、機械・施設等の共同利用、経営・作業の受委託等を行う集団での営農の組織化の促進や農機具の貸与等、多様な担い手対策を講じる。

さらに、栽培技術の指導や農産物の流通コーディネート、優先的な農地のあっせんなどの支援を行う「大阪版認定農業者制度」、「準農家制度※4」、「農地中間管理事業」を活用し、地産地消の推進や大阪エコ農産物の生産を進め、将来の担い手を育成する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

※4 準農家制度：農業者以外でも、円滑に農業へ参入出来ることを目的として、小規模な農地で、販売意欲や一定水準の農業技術があり、新たに農業経営を目指す人に対して、農地を紹介し、「準農家」として農業経営に取り組んでもらうもの。必要に応じて、栽培技術や出荷方法、地域慣行ルール等について、助言等の支援がなされる。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は京阪神の都市圏に含まれ就業に関する利便性が高く、他産業に従事しながら農地を維持する第2種兼業農家が多数を占める。

今後は、農業生産基盤、農業近代化施設等の整備を進め、農業者の省力化を図るとともに、地域の特産物や恵まれた自然条件を生かして、地産地消や都市と農村の交流を推進し、安定的な就業の促進を図る。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市としては、認定農業者制度（農業経営改善計画の認定制度）を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図る。

さらに、将来の本市農業を担う多様な農業者または農業生産組織等が、地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長し、農業者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援するための措置としての「大阪版認定農業者制度」や、「農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）※5」等を活用して新たな就業の促進を図る。

また、各種の指導を行うために、市、農業委員会、農業協同組合、大阪府農の普及課等との十分な相互連携の下で体制を整備する。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### ※5 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）

：就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付する事業。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村生活環境の整備目標については、市街地と農村部との利便性や快適性の格差をなくし、基本的な生活環境の基盤を確立する。基本的な生活環境施設としては、コミュニティ施設、生活排水処理施設、交流施設などを整備し、その他必要に応じて集落道、集落排水路、防災安全施設などの生活環境施設を整備し農村生活環境の改善を図る。

また、基本的な生活基盤の確立とともに地域ごとに個性と活力のある地域づくりを進めることで、地域の特性に合わせて、自然環境保全、景観保全などにも取り組む。

### 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
コミュニティ施設整備	錢原地区	A	1	
コミュニティ施設整備	長谷地区	A	2	
コミュニティ施設整備	忍頂寺地区	A	3	
コミュニティ施設整備	泉原地区	B	4	
生活排水処理施設 (合併処理浄化槽事業)	錢原、上音羽、下音羽、 長谷、清阪地区	A	5	
生活排水処理施設 (合併処理浄化槽事業)	泉原地区	B	6	
親水護岸（農山漁村地域 整備交付金事業）	長谷、下音羽地区 L=45m	A	7	
茨木市里山センター	泉原地区 5,000 m <sup>2</sup>	B	8	

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境の改善と関連して、都市近郊の里山等について生物の多様性や森林と人間との共生を図る観点から、各々の機能の維持増進を図るために森林施業を推進する。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし